

**巻末資料 1**

**愛媛県新居浜市の取り組み事例**

# 平成16年台風15号／台風21号被害概要(新居浜市)

## 平成16年8月台風15号

台風15号が沖縄近海から東シナ海を北上中の17日から18日にかけて、台風の外側の暖かく湿った空気が西日本や東日本に流入して、四国地方や九州地方などで非常に激しい雨が降った。20日までの総降水量は四国地方で600mmを超えた

### 被害状況

死者(人)	3人
負傷者(人)	1人(重傷)
全壊	20棟20世帯52人
半壊	14棟14世帯39人
一部損壊	29棟29世帯63人
避難勧告	175世帯352人
崖崩れ等	41箇所



### 災害の特徴

- ・集中的な数時間の降水の後に土石流が発生した。
- ・175世帯352人に避難勧告を地区別に発令した(新居浜市立川、垣生《18日10:30》,七宝台《18日11:33》,荷内《18日13:30》,神郷白井《18日16:00》,東楠崎、西楠崎《18日17:00》,観音原《18日17:16》,多喜浜新田《18日18:36》,又野2丁目《18日23:00》,臼切池の下流地域《19日6:00》)。
- ・土石流は、一番最初の地区に避難勧告が発令された後、30分程度後に発生した。

### 災害時の主な課題

- ・現地の状況を十分把握できなかった
- ・被害の全体像が把握できなかった
- ・避難勧告をどの地域にどのタイミングで発令すればいいかわからなかった
- ・避難所の開設・運営方法に慣れていなかった

平成17年度地域防災計画修正、防災ハンドブック見直し(平成18年3月)

## 平成16年9月台風21号

台風15号からわずか1ヶ月半後に再び台風21号が接近し、台風と前線の影響による期間降水量は、四国地方で400mmを超えた。この降雨で、愛媛県新居浜市と四国中央市を結ぶ高速道路、国道が多数の土砂崩れにより分断される被害が発生した。

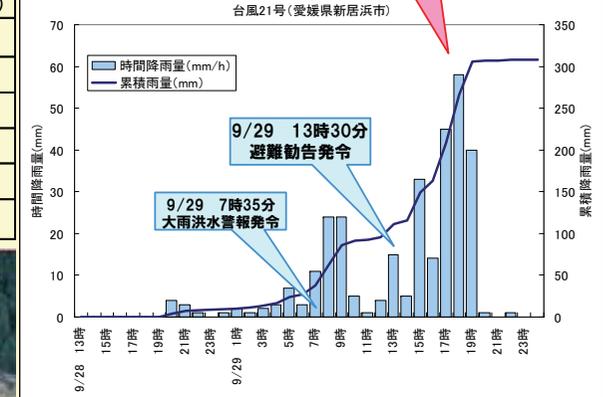
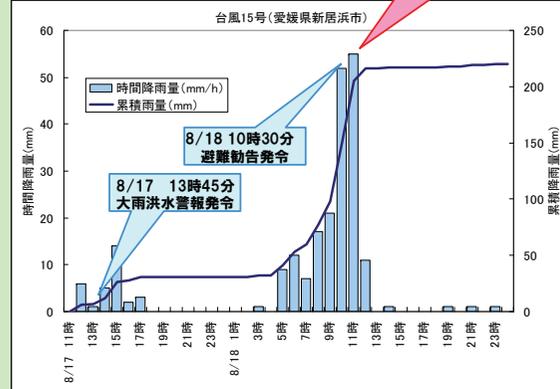
### 被害状況

死者(人)	5人(うち土砂災害4人)
負傷者(人)	0人
全壊	6棟7世帯17人
半壊	140棟140世帯280人
一部損壊	230棟230世帯460人
避難勧告	2,617世帯約5,500人
崖崩れ等	33箇所



### 災害の特徴

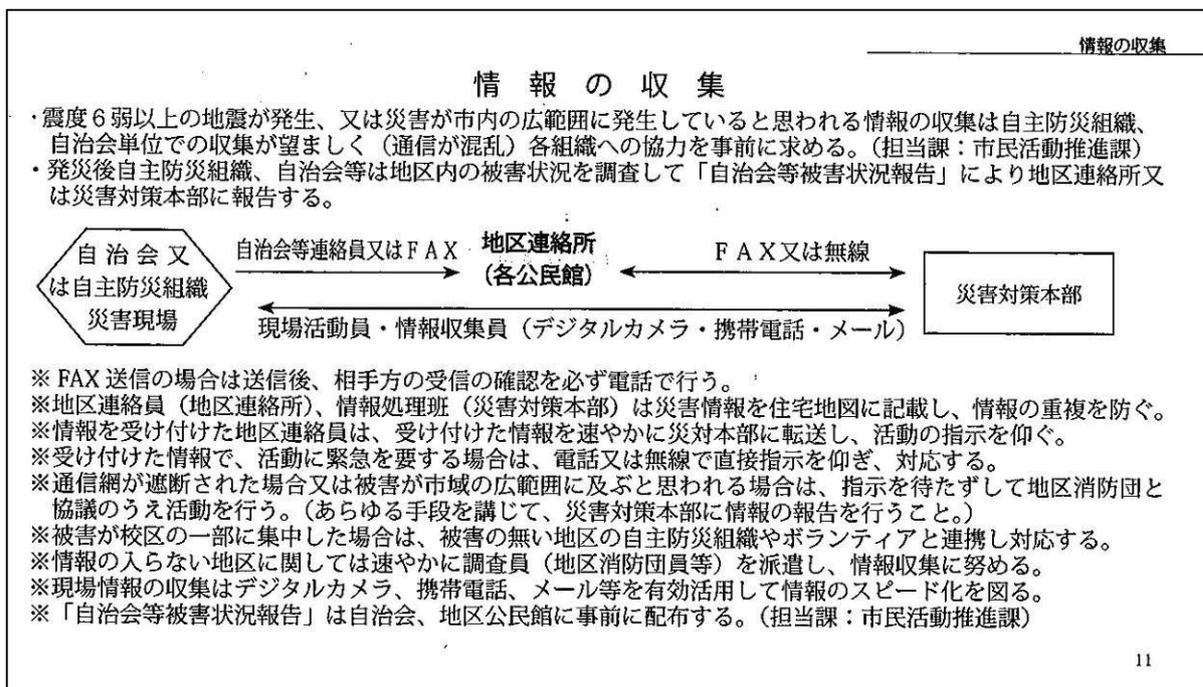
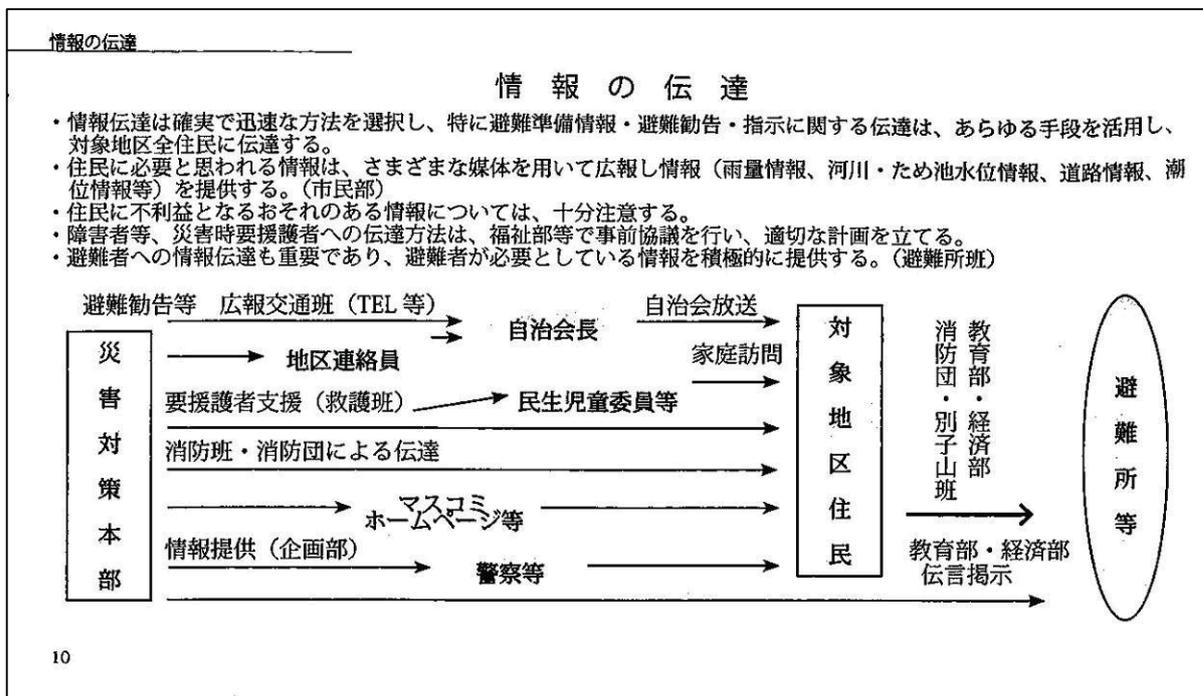
- ・降り続いた多量の降水の後に土石流が発生した。
- ・避難勧告発令から数時間で、土石流が発生した。
- ・避難勧告は地区別に発令した。



## 新居浜市における警戒避難体制の取組み

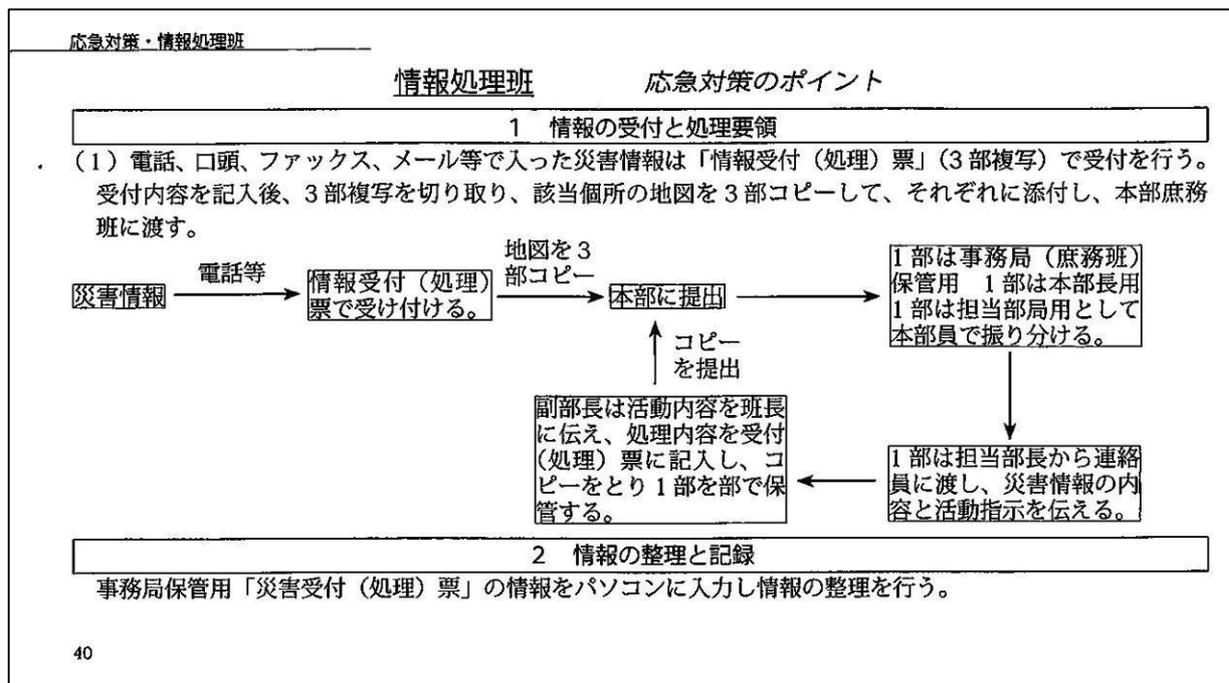
ガイドライン項目	災害経験で明らかになった課題	課題に対する取組み	取組みに関する主なアウトプット
情報の収集・伝達	現地の状況が十分に把握できなかった	地域の消防団員による巡視体制を強化 地区連絡員を配置	新居浜市防災ハンドブック(H18.3)
	局地的な強雨地域に気づけなかった (局地的な強雨に気づかないまま災害が発生)	消防部局で24時間体制の雨量監視(基準雨量を超えると担当職員等に連絡・召集) 雨量計の増設(2箇所)、観測装置の整備(地すべり伸縮計)、ため池の点検強化 雨量状況を市HPで公開 国土交通省の防災情報HPの活用	
	収集した情報が整理できなかった	情報処理班を編成	新居浜市防災ハンドブック(H18.3)
	役場の電話回線がバンクした	災害時のNTT電話回線を増設	
	接続過多でインターネットが見れなかった 携帯電話が繋がらない地域で情報入手が遅延した 被害の全体像が把握できなかった	県の防災ヘリからの映像を活用	
避難勧告等の発令	防災行政無線では避難勧告等が伝わりにくかった	職員・消防団による戸叩き(口頭又は文書配布) 市、消防団等の広報車での巡回放送 携帯メールによる緊急情報の配信 地域連絡網(自主避難連絡網)の作成 特に危険な地区において連絡網を作成	自主避難連絡体制調査票 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書(H18.7)
	どの地域にどのタイミングで発令すればいいかわからなかった	スーパーとの協定締結(店内放送の活用) HP、CATV、e-ネットによる避難情報の配信 避難勧告等の発令基準を数値化(地区別の設定) 前兆現象の活用 土砂災害警戒情報の活用 危険地区の特定 特に危険な地区および人家の定期的な見直し	新居浜市防災ハンドブック(H18.3) 新居浜市防災ハンドブック(H18.3) 市政だより「こいはま」(H19.8) 避難勧告対象地区の検討表(平成19年度 緊急避難対象地区 連絡調査)
	避難所の中では情報が隔離された	公民館にテレビを配備 各避難所に地区連絡員を配備	
	避難経路が危険だった	住民の意見を反映した避難経路の見直し	
	避難所自体が浸水した	浸水に対して安全な施設を新たに避難所として指定	
避難所の開設・運営	避難所の開設・運営方法に慣れていなかった	避難所運営者向けの手引書を作成	避難所設置対応マニュアル(H18.5)
	指定の避難所に避難する人が少なかった	指定避難所以外の避難先等を把握 住民が自主的に避難所を開設・運営(立川地区)	避難勧告行動アンケート(H19.7)
	災害時要援護者関連施設の取り組むべき事項が明らかでなかった	施設管理者が独自の防災マニュアルを作成	防災マニュアル
災害時要援護者への支援	支援する人がいないため、職員が個別に対応した。	避難支援プランの策定(地域で要援護者を把握・支援)	災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書(H17.8)
	支援が遅れたため、水に浸かりながら避難した。	社会福祉施設の一時的な使用に関する協定を締結	
	自主防災組織がない地域では防災意識が低い	自主防災組織の結成を推進	新居浜市の自主防災組織の設立状況
防災意識の向上	若い世代の防災意識が低い	愛媛大学と連携した防災講演会を実施 愛媛ボウサイコ教育協議会(仮称)を設立予定	
	職員向けの防災ハンドブックが機能しなかった	防災ハンドブックの見直し 地域防災計画の見直し	新居浜市防災ハンドブック(H18.3) 新居浜市地域防災計画(平成17年度修正版)
	経験不足から甚大な災害を予想できなかった	市政懇談会で防災特集を実施	
	危険箇所の多い山すそでも避難率が低い地域があった	防災マップを全戸に配布 土砂災害警戒区域等の地元説明会で周知 防災リーダーの育成 防災運動会の開催、地区のイベントで災害対策機材を展示 住民参加型のハザードマップづくり	新居浜市防災マップ、西条地方局建設部管内土砂災害危険箇所マップ 新居浜市自主防災組織リーダー研修会 自主防災組織先進事例集 山田住宅防災マップ、泉川校区防災マップ
	マスコミ対応に時間をとられる	災害対策本部をマスコミに開放 災害対策本部の状況をCATVで実況中継	
その他	流木による橋梁閉塞で洪水氾濫が発生	水防本部に建設協会の職員が常駐 地元業者との協力体制づくり(水防協力隊の結成) 橋梁閉塞のおそれがある箇所に重機を事前配備	災害時における応急対策業務に関する協定書 水防本部解散後における応急対策に関わる費用負担に関する協議書

## 地区連絡員を活用した現地の情報の収集



地区連絡員は、各公民館（避難所）に配備され、現地の状況を的確に把握するとともに、住民に適切な情報を提供し、情報不足に起因する不安や不満等を解消することを目的としている。

## 情報処理班による収集した情報の一元管理



情報処理班は、災害発生前後から防災関係機関や住民等から入ってくる、様々な情報を一元的に整理することにより、必要な情報を速やかに入手し、避難勧告等の発令の判断に使用できるようにするため、編成されている。

## 避難所設置対応マニュアル

### 避難所設置対応マニュアル

公民館における避難所開設及び運営のポイント [平成18年5月作成]  
新居浜市教育委員会 社会教育課

#### 1. はじめに

現在の「新居浜市地域防災計画」では、公民館は避難所とされており、避難所開設の指示があった場合、公民館の職員が中心となって避難者の受入等避難所の運営を行うことになっています。しかし、平成16年の8.18豪雨災害から台風23号までの対応及び平成17年9月の14号台風の避難所での避難者対応の経験を通して、どのように対応したらよいか、その運営に不明確な点がある等の意見が多くあった。そのため、全公民館が統一した取扱いができるように、「避難所開設及び運営のポイント」をとりまとめ各公民館の職員の皆さんに理解をしていただき、適切な避難者対応をお願いしたいと考えております。

#### 2. 避難所の開設

(1) 教育委員会関係の避難所は、すべての公民館、小学校、中学校、幼稚園が該当しています。したがって、避難所設置の指示が出てない状態でも、勤務時間中に地域住民から避難したいとの相談が公民館に直接あった場合は、社会教育課長に連絡し、指示を受けてください。

(2) 次の状況が生じたときは、社会教育課長からの指示により、勤務時間内外を問わず避難所を開設してください。開設は、概ね公民館、小学校、中学校、幼稚園の順序になります。災害の状況や避難者の避難所との距離などにより判断することもあります。

- ①市の水防本部又は災害対策本部（以下「本部」という）が自治会放送などで自主避難の呼びかけを行なった場合。
- ②市民から自主避難の申し出が本部などにあった場合。
- ③本部から避難勧告及び指示が出された場合。

#### 3. 避難所開設事前準備について

公民館長は、避難所開設のための動員計画をあらかじめ決定しておき、勤務時間外であっても、概ね30分程度で設置できるよう体制を整えておいてください。

- ④避難者からの地域の被害状況等の情報は、適宜、社会教育課長へ電話連絡をする。
- ⑤社会教育課長からの連絡事項は必要に応じて、避難者のみなさんへ周知する。

新居浜市の教育委員会が所管する指定避難所を開設・運営する場合の手順や留意事項等を主に公民館職員に理解していただくために整理したもの。

なお、新居浜市の避難所は、使用優先順位が下記のとおりとなっており、いずれも教育委員会が所管する施設となっている。

1位：公民館、2位：小学校、3位：中学校

## 避難勧告行動アンケート

避難勧告行動アンケート 平成 19 年 7 月 14 日台風 4 号関係

地区名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 避難勧告をどのようにして知りましたか(複数回答可)
  - ・市役所からの電話 8 ・避難勧告対象地区連絡網 4 ・自治会長または自治会役員 1
  - ・ケーブルテレビ(1ch) 0 ・ケーブルテレビ(12ch) 1 ・市役所ホームページ 0
  - ・消防団 3 ・マスコミ報道 4 ・市への問合せ 0 ・知らなかった 0
  - ・その他(e-ネット) 2
- 2 避難勧告の伝達方法として、他にどのような方法があればいいと思いますか。
  - ・市役所から(の連絡) ・公民館から電話 ・携帯電話への連絡
- 3 避難勧告の時期(18時30分)はどのように思いましたか。
  - ・遅かった 1 ・適当だった 5 ・早すぎた 0 ・必要なかった 1 その他 1
- 4 避難勧告の解除の時期(翌朝7時)はどのように思いましたか。
  - ・遅かった 2 ・適当だった 6 ・早すぎた 0
- 5 避難勧告を聞いてどのように行動しましたか。
  - ・直ちに避難した 1 ・しばらくして避難した 5 ・避難しなかった 0
  - ・すでに自主避難していた 2
- 6 避難先はどこでしたか(5で避難したと回答した方)
  - ・市の指定した避難所 1 ・自治会館等市が指定した以外の場所 1
  - ・親類・知人宅等避難所以外の場所 4 ・その他(山根グラウンド駐車場) 2
- 7 避難しなかった理由はなにですか(5で避難しなかったと回答した方)
- 8 次の避難勧告の時はどこに避難しようと思いますか。
  - ・市の指定した避難所 1 ・自治会館等市が指定した以外の場所 1
  - ・親類・知人宅等避難所以外の場所 4 ・その他(山根グラウンド駐車場) 2
- 9 親類・知人宅の住所・氏名・電話番号等を差しつかえなければ教えて下さい

大生院、西条市、国領、坂井

平成 19 年 7 月 14 日台風 4 号において、避難勧告を発令した地域の住民に対して実施したアンケート。

アンケートは、市の指定避難所に避難した人が少なかったため、別の場所等への避難の有無等を含めて確認しており、別の場所に避難した場合については、当該避難先の連絡先等を確認している。これは、今後再び避難勧告を発令した際、指定避難所に避難していない人が他の施設等に避難しているのかを確認するための試みである。

## 避難勧告等の発令基準の数値化

避難準備情報・勧告・指示発令の判断基準

避難準備情報・勧告・指示発令の判断基準  
土砂災害に対する避難基準（立川・別子山地区以外の山すそ地区）

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき	土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき
前日までの連続雨量が40～100mmの場合	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき	
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想されるとき	

14

土砂災害に対する避難基準（立川地区）

避難準備情報	避難勧告	避難指示
連続雨量が200mmを超えたとき	連続雨量が200mmを超え、時間雨量がmmmm以上の強い雨が予想されるとき	土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき

土砂災害に対する避難基準（別子山地区）

避難準備情報	避難勧告	避難指示
連続雨量が300mmを超えたとき	連続雨量が300mmを超え、時間雨量が4.0mm以上の強い雨が予想されるとき	土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき

- ・ 勧告等の決定は、すべての場合、水防本部長及び副本部長で協議し、決定する。
- ・ その他水防本部長が必要と認めたときは、勧告等の発令を決定する。

15

客観的な避難勧告等の発令基準を設定するため、避難勧告の発令基準を数値化した。

避難勧告等の発令基準は、地域性を考慮し、立川地区、別子山地区、その他の山すそ地区に区分し、設定している。



## 自主避難連絡体制調査票

自主避難連絡体制調査票

番号 ( ) 地区名 ( ) 自治会名 ( )

2. 地区連絡員

3. 連絡順位

連絡順位	氏名	住所	電話番号	FAX	携帯電話	Eメール
自治会長						
地区連絡員						
副連絡員						

連絡順位は①電話②携帯とします

4. (1)電話連絡の必要性  必要  不必要  
 (2)広報車の必要性  必要  不必要 (具体的に記入: )

5. 自主避難所(該当する欄のみ記入して下さい)

① 自治会館  
 ② 自治会館以外の自治会所有(管理)施設(老人会館等)  
 ③ ①②以外の適当な民間施設  
 ④ ①②③以外で対応できない場合公民館等の市指定避難所

対象区域内の世帯数人数

世帯数	
人数	

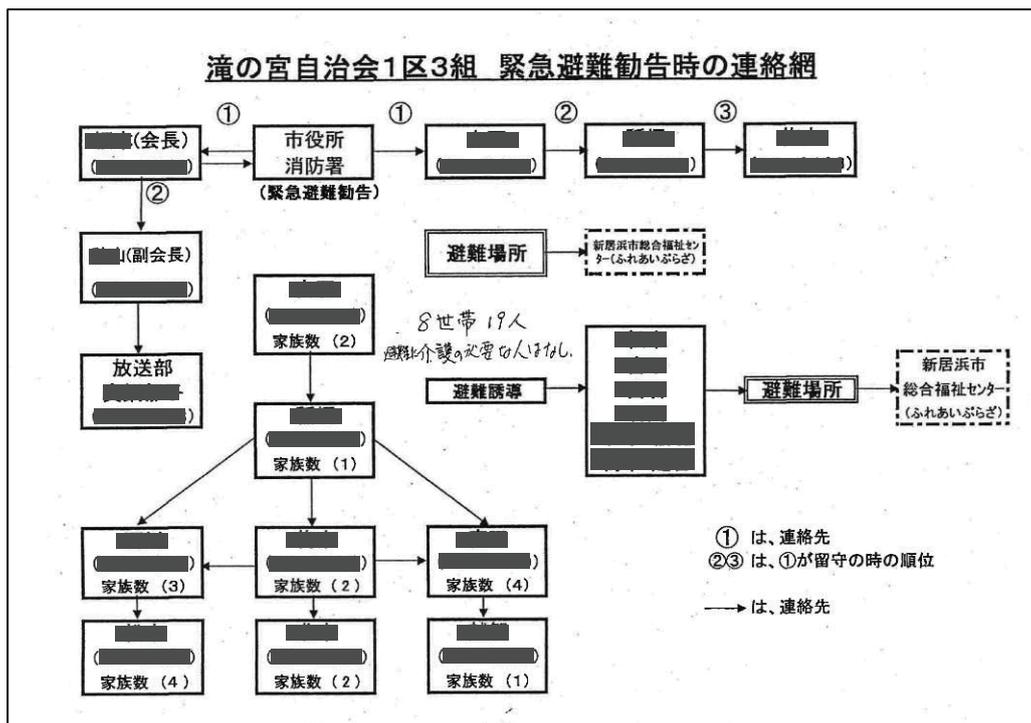
可能な範囲で連絡網の表を作ってください

6. 自主避難所管理責任者(施設名: )

氏名	
住所	
電話番号	

鍵等の管理責任者

氏名	
住所	
電話番号	



自主避難連絡体制調査票は、自治会や自主防災組織の役員の連絡先等を取りまとめたものである。市から自治会役員等に入ってきた避難勧告等の情報は、緊急避難勧告時の連絡網に基づき、住民に伝達される。

新居浜市では、すでに自主避難連絡体制調査票よりも細かい情報(緊急避難対象地区 連絡調書)を市が保有しており、これに基づき地域を絞り込んだ情報伝達が可能となっている。

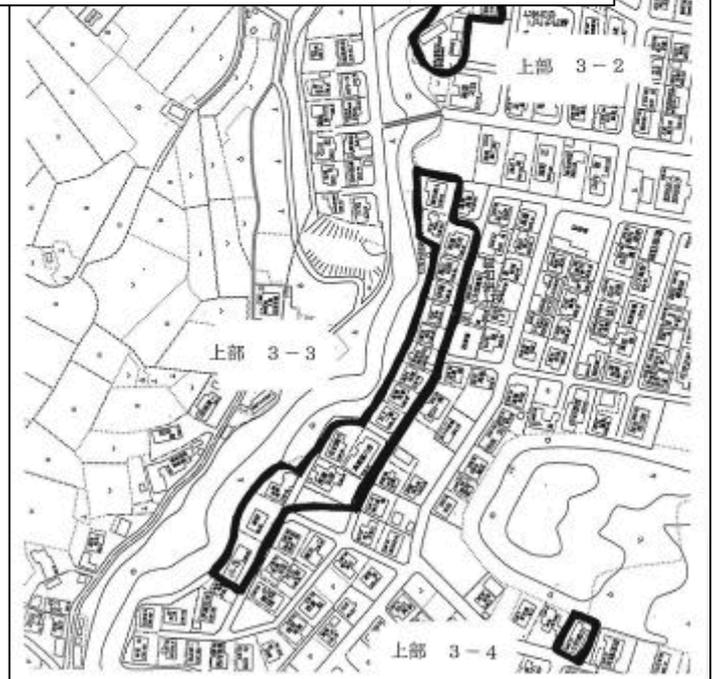
平成19年度 緊急避難対象地区 連絡調書

記入例

平成19年度 緊急避難対象地区 連絡調書

地域	地区番号	枝番号	地区名	校区名	自治会名	対象世帯数
川西	1	-	◆◆◆◆◆	◎◎◎	×××××	7

代表連絡者	世帯番号	世帯主氏名	連絡先	住所	備考(家族構成)	
◎	1	○○ ○○	自宅電話	新居浜市○○町×丁目△△番 ◇◇号	妻(××子 ○○歳)、子(×太郎 ○○歳) 祖母(×子 ○○歳)、祖父(×男 ○○歳)	
			携帯電話			090-1234-5678
			FAX			〇〇-〇〇〇〇
◇◇ ◇◇	2	◇◇ ◇◇	自宅電話	新居浜市○○町×丁目△△番 ◇◇号	妻(××子 ○○歳)、子(×太郎 ○○歳) 祖母(×子 ○○歳)、祖父(×男 ○○歳)	
			携帯電話			090-1234-5678
			FAX			〇〇-〇〇〇〇
×× ××	3	×× ××	自宅電話	新居浜市○○町×丁目△△番 ◇◇号	妻(××子 ○○歳)、子(×太郎 ○○歳) 祖母(×子 ○○歳)、祖父(×男 ○○歳)	
			携帯電話			090-1234-5678
			FAX			〇〇-〇〇〇〇
◎◎ ◎◎	4	◎◎ ◎◎	自宅電話	新居浜市○○町×丁目△△番 ◇◇号	妻(××子 ○○歳)、子(×太郎 ○○歳) 祖母(×子 ○○歳)、祖父(×男 ○○歳)	
			携帯電話			090-1234-5678
			FAX			〇〇-〇〇〇〇
△△ △△	5	△△ △△	自宅電話	新居浜市○○町×丁目△△番 ◇◇号	妻(××子 ○○歳)、子(×太郎 ○○歳) 祖母(×子 ○○歳)、祖父(×男 ○○歳)	
			携帯電話			090-1234-5678
			FAX			〇〇-〇〇〇〇
■■ ■■	6	■■ ■■	自宅電話	新居浜市○○町×丁目△△番 ◇◇号	妻(××子 ○○歳)、子(×太郎 ○○歳) 祖母(×子 ○○歳)、祖父(×男 ○○歳)	
			携帯電話			090-1234-5678
			FAX			〇〇-〇〇〇〇
※※ ※※	7	※※ ※※	自宅電話	新居浜市○○町×丁目△△番 ◇◇号	妻(××子 ○○歳)、子(×太郎 ○○歳) 祖母(×子 ○○歳)、祖父(×男 ○○歳)	
			携帯電話			090-1234-5678
			FAX			〇〇-〇〇〇〇



土砂災害特別警戒区域内の人家等の、土砂災害が発生した際に生命に危険が生じるおそれのある人家を特定し、避難勧告発令時に市から直接連絡を入れられるように連絡先等を整理した調書と位置図。

調書は、地区別に作られ、連絡先のほか、当該人家に居住する家族構成がつけられる。また、市からの連絡は、当該調書の世帯番号順に連絡が回される。

## 避難勧告対象地区の検討表

避難勧告対象地区の検討表				平成19年7月2日
地区	番号	地区名	担当課	世帯数及び人数
川 西 地 区	1	滝の宮・慈光園の西山林	都計	3世帯・5人
	2-1		都計	5世帯・13人
	2-2		都計	現在空き家
	3		都計・下水	9世帯・33人
	4		都計	4世帯6人
	5		都計	15世帯・29人の他、短期滞在型12室のアパート1棟
	小計	5地区・6箇所		36世帯・86人の他、短期滞在型12室のアパート1棟
川 東 地 区	1	大島・明神谷川流域	下水	5世帯・9人
	2-1	荷内宮ノ谷川北側	下水	8世帯・27人
	2-2	荷内・宝寿園の西山林	都計	4世帯・8人
	3	荷内・切抜	都計	調整中
	4-1	阿島・長谷川	下水	1世帯・1人
	4-2	阿島・池王神社排水路	下水	6世帯・24人
	4-3	阿島・天理教阿島分教会	下水	1世帯・3人
	5		下水	1世帯・1人
	6	黒島・天つぼ山浴い	都計	11世帯・24人
	7	多喜浜・西白浜川流域	下水	11世帯・32人
	8	楠崎・役所川(本川流域)	下水	14世帯・35人
	9		都計	4世帯・10人
	10		都計	3世帯・6人
11		都計	3世帯・5人	
12-1		都計	6世帯・7人	
12-2		都計	4世帯・7人	
	小計	12地区・16箇所		82世帯・199人
上 部 地 区	1-1	船木・関の戸	下水	2世帯・3人
	1-2	船木・長川	農水	1世帯・1人
	2	船木大久保 神宮寺	下水	1世帯・3人
	3-1	七宝台町・東端	都計	3世帯・7人
	3-2	七宝台町・北東側	都計	2世帯・3人
	3-3	七宝台町・北側	都計	17世帯・38人
	3-4	七宝台町・西側	都計	1世帯・1人
	4		下水	1世帯・3人
	5		都計	1世帯・2人
	6	種子川山・西種子川上流	農水	2世帯・4人
	7-1	立川自治会(立川全域)	農水	95世帯・199人
	7-2	奥之平自治会(立川全域)	農水	7世帯・12人
	8	山根・重葎谷川	下水・農水	4世帯・11人
	9	角野・山根町	都計	瑞応寺 僧侶30人・ひかり幼稚園 保母20人・園児130人
10-1	萩生・沢地区	都計	4世帯・14人	
10-2	萩生・芳谷	都計	1世帯・2人	
11	萩生且之上新居浜コープタウン	都計	6世帯・15人	
12	大生院・正法寺南裏山	都計	2世帯・12人	
13	大生院・まさき育成園	下水	教職員31人・入所者60人	
	小計	13地区・19箇所		150世帯・330人の他、瑞応寺・ひかり幼稚園・まさき育成園
合計		30地区・41箇所		268世帯・615人+α

土砂災害特別警戒区域内に人家等が立地している地区を抽出し、世帯数および保全対象となる人数を整理した表。

対象地区および対象人家については、土砂災害警戒区域等の指定状況や対策施設の状況等を踏まえて毎年見直しを行うこととなっている。

## 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

### 災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン新居浜ショッピングセンター（以下「乙」という。）及びイオン株式会社ジャスコ新居浜店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の店舗において、被災者に対し、避難場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙及び丙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 丙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

#### （協力の要請手続）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

#### （連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては管理課長、丙においては店長とする。

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

#### （経費の負担）

第5条 第2条第1項第3号及び同条第2項に規定する応急救援活動の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙及び丙が協議して決定するものとし、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

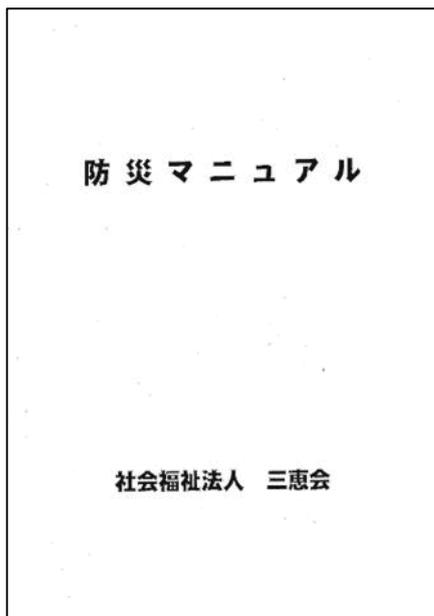
#### （情報の交換）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報

大規模な土砂災害が発生した場合に、被災者の応急救援活動への協力や、店内放送を用いた、避難勧告等の発令状況等を伝達するための協定書。

避難勧告を発令した地域の住民が出かけており、避難勧告に気づかずに帰宅した場合の危険性を考慮し、出かける可能性がある大型スーパーと協定を締結し、店内放送等を用いた情報提供をする試みである。ただし、協定締結後に大規模な土砂災害が発生していないため、実績はない。

防災マニュアル



別表 1-2

三恵会等の連絡先一覧

連絡先	電話・ファックス・メール
理事長	TEL
法人本部	TEL
	FAX
	E-mail
本部長	携帯電話
やすらぎの郷	TEL
	FAX
	E-mail
施設長	携帯電話
ハートランド三恵	TEL
	FAX
	E-mail
施設長	携帯電話
リハビリステーション三恵荘	TEL
	FAX
	E-mail
施設長	携帯電話
希望の館	TEL
	FAX
	E-mail
施設長	携帯電話
三恵ホーム	TEL
	FAX
	E-mail
施設長	携帯電話
十全保育園	TEL
	FAX
	E-mail
施設長	携帯電話
十全総合病院	TEL
	FAX
	E-mail
十全第二病院	TEL
	FAX
	E-mail

社会福祉法人が、関係する災害時要援護者関連施設の職員および管理者向けに作成したマニュアル。

各施設が取り組むべき事項と留意点、災害時の連絡先等を整理したものが記載されている。主に地震や津波、防火を対象としている。

## 新居浜市災害時要援護者避難支援プラン

### 災害時要援護者避難支援プランについて

～地域住民の助け合いで高齢者や障害者を災害から守る～

高齢者や障害者など、災害時の避難行動に支援が必要な方々（要援護者）を災害から守るには、行政だけでなく、地域住民の助け合いで支援するしくみが必要です。このため、要援護者を把握し、その一人ひとりについて、**地域支援者（避難時の介助者）**や**避難方法を定め、台帳とリストを作成します**。これを地域に開示して日頃から信頼関係をつくり、災害時に避難支援をしていただく制度です。

#### ◆ 災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害で避難しなければならない時、一人で移動するのが困難な方、情報の収集や判断が困難な方で、次に挙げる方を対象に把握調査を行います。

- (1) 身体障害（1級、2級）及び知的障害（障害A級）の方
- (2) 介護保険の要介護3以上（重度の介護を要する状態）の方
- (3) 75歳以上の高齢者のみの世帯の方

※ 上記(1)～(3)までに該当する方のうち、次の方は対象となりません。

- ① 日常的に自立している、または家族などの介護があり、地域の支援が必要ない方
- ② 施設に入所されている方（在宅でない方）

#### ◆ 災害時要援護者のリストと台帳を作成します

プラン作成にあたり、要援護者を把握するためのリスト（要援護者登録リスト）と避難支援に必要な情報を記載した台帳（要援護者登録台帳）を作成します。

このリスト登録と台帳作成は、避難支援に必要な個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、所属する自主防災組織等名、家族の人数、緊急時の連絡先となる方の氏名および続柄、地域支援者の氏名および連絡先、特記事項、建物情報）を、地域支援者や自治会等に開示することを前提としています。そのため、**リストと台帳が作成できるのは、要援護者ご本人（または代理の方）が、リストに登録同意されている場合に限ります。**

◆  
作成  
消防団  
職員に

様式1  
災害時要援護者登録申請書兼登録台帳 ※整理番号( )

(宛先) 新居浜市長

私は、災害発生時に地域の助けを受けたいため、下記の内容を台帳に登録するとともに、この台帳を地域支援者、自治会、自主防災組織、消防団、警察に提供することに同意します。

平成 年 月 日

(本人) 性別 男・女 生年月日 年 月 日  
住所 氏名 電話番号  
家族構成(本人含む) 人

(代理人) 住所 電話番号  
氏名 (携帯電話)

緊急時の連絡先(家族等) TEL (自宅・勤務先)  
(1) 氏名 続柄 ( ) 携帯  
TEL (自宅・勤務先)  
(2) 氏名 続柄 ( ) 携帯

自主防災組織名または自治会名	民生児童委員氏名	TEL
	自治会長氏名	TEL

地域支援者了解のうえで記入して下さい

地域支援者(親類、近隣者等) 住所	地域支援者(親類、近隣者等) 住所
氏名	氏名
TEL	TEL

緊急避難場所

この台帳に関する情報は、災害時の避難支援や安否確認に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりする事を禁止します。

新居浜市長 佐々木 龍

### 地域支援者になられた方へ（お願い）

このたびは、地域支援者<sup>※1</sup>をお引き受け下さいまして、有難うございます。担当していただく災害時要援護者<sup>※2</sup>の台帳をお届けいたしますので、これをもとに災害時の避難支援をしていただきますよう、お願い申し上げます。

この支援は、地域支援者の好意のうえに成り立つもので、法的な責任はありませんが、災害から生命や身体を守る大切な役割を担っています。いざという時に避難支援ができるよう、次のことを心がけて頂きますようお願い申し上げます。

#### ◆ 日頃から心がけていただきたいこと

- 1) 災害時に情報を伝える方法と、避難に行くまでの介助方法について、災害時要援護者本人または家族の方と話し合って確認する。
- 2) 挨拶や声かけなど、災害時要援護者と接する機会を多くする。

#### ◆ 災害時にとっていただく行動

- 1) 自治会等から避難準備情報<sup>※3</sup>を受けたら、すぐに災害時要援護者に知らせに行く。
- 2) 情報を知らせた旨（または不在の旨）を自治会等に報告する。
- 3) 災害時要援護者が避難所に行くまでの介助をする。
- 4) 避難所についていたら、避難所の受付名簿に記入する。

#### ◆ 台帳の記載内容（個人情報）の守秘義務

今回お届けする台帳は、避難支援にたずさわる関係者だけに開示される個人情報です。次のことに留意し、台帳の慎重な取り扱いをお願い申し上げます。

- 1) この台帳の記載内容を、避難支援に無関係な者に開示しないで下さい。
- 2) この台帳の複写（コピー）やパソコンへの入力はいししないで下さい。
- 3) この台帳を紛失することがないようにご注意ください。

◇ 転居等で地域支援者の役割が果たせなくなった場合は、下記までご連絡下さい。

新居浜市役所 総務部 防災安全課 (TEL 65-1282)

### 登録同意に関するアンケート

このアンケートは、災害時要援護者登録リストへの登録同意について、要援護者ご本人さんの意向を確認させていただくためのものです。該当する番号に○をつけてお答え下さい。

ご本人さんが回答できない場合、家族の方が代理で回答されてもかまいません。ご多忙とは存じますが、一月一日（一）までにご返送下さいませよう、ご協力をお願い申し上げます。

住所 ( )  
ご本人さんの氏名 ( )  
代理の方の氏名 ( ) 続柄 ( )

質問1 あなたは現在、施設に入所していますか。（入院やショートステイは在宅として下さい）

1. 入所している（施設で生活している） → アンケート終了です
2. 在宅である（家で生活している）

質問2 質問1で、2「在宅である」と回答された方におうかがいします。あなたは、避難勧告等の連絡を受けた時、自分で避難ができますか。

1. できる（自分で避難所まで行ける） → アンケート終了です
2. できない（避難には誰かの支援が必要）

質問3 質問2で、2「できない（避難には誰かの支援が必要）」と回答された方におうかがいします。

災害時要援護者登録リストに登録し、避難支援に必要な個人情報<sup>※4</sup>を自治会、自主防災組織、消防団、警察に提供してもよいでしょうか。

1. 登録に同意する（提供してもよい） → 登録台帳（様式1）をご記入下さい。
2. 登録に同意しない（提供したくない） → アンケート終了です

裏面もご記入下さい

災害時要援護者の避難支援プラン策定のための説明資料と要援護者の登録台帳、登録同意に関するアンケートである。

説明資料として下記のものがある。

- ・ 災害時要援護者避難支援プランについて
- ・ 地域支援者になられた方へ（お願い）
- ・ 避難準備情報伝達と避難支援の流れ

## 災害時要援護者の一時避難のための施設使用に関する協定書

### 資料 2-10-17 災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と社会福祉法人（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の一時避難のための施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（施設の使用）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、乙が設置及び運営する別紙記載の施設（以下「施設」という。）の一部を要援護者の一時避難のために使用することができるものとする。

（避難者）

第2条 前条の規定により甲が施設に一時避難させる要援護者は、ねたきり高齢者等（以下「避難者」という。）とする。

（使用の承諾）

第3条 甲は、第1条の規定により施設を使用しようとする場合は、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

（避難者の対応）

第4条 施設における避難者の対応については、乙の責任において行うものとする。ただし、甲は、乙からの協力の要請があったときは、これに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 避難者の受入れに要する費用は、公的支援制度を活用して対応するものとする。

（疑義の決定等）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年8月2日

（甲）新居浜市長 

（乙）社会福祉法人 はびねす福祉会

理事長 

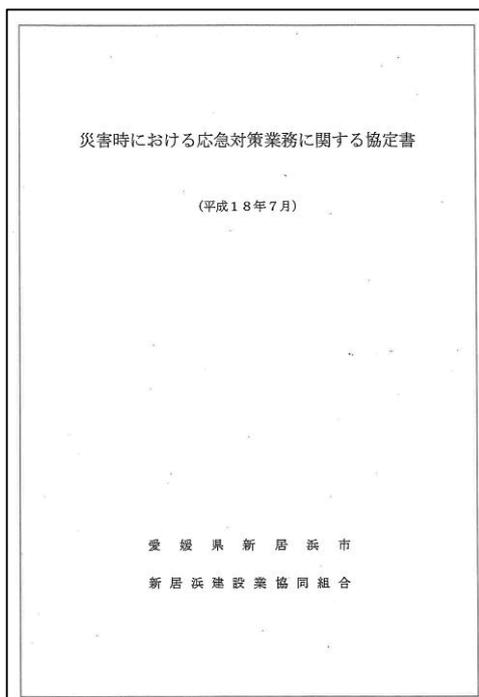
社会福祉法人 三恵会

理事長 

公民館や体育館等における避難が困難な災害時要援護者について、災害時に一時的に社会福祉施設等を避難所として使うことを可能にするための協定書である。

なお、本協定書では、要援護者として、寝たきり高齢者等を想定している。

## 災害時における応急対策業務に関する協定書



### 災害時における応急対策業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、台風等による風水害（以下「災害」という。）が新居浜市内において発生し、または発生しようとしている場合に、甲が、乙及び乙の組合員の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

#### （協力要請）

第2条 甲は、災害発生時又は災害が発生しようとしている場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り、応急対策業務に協力するものとする。

3 甲は、水防本部設置時は、乙に水防本部設置を連絡し、乙は、連絡要員を水防本部に派遣するものとする。

4 この協定書に定める応急対策業務の実施期間は、災害発生の恐れがあると甲が認めた時期から、設置した水防本部を解散するまでとする。但し、天候等特殊事情による場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 道路、橋りょう等公共土木施設の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の応急対策並びに土砂及び流木等の撤去及び搬送

(2) 前号の業務実施に必要な資機材及び物資の搬送

(3) その他甲が必要と認める業務

#### （費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、別表に定める額を基準とする。基準に定めのないものについては、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

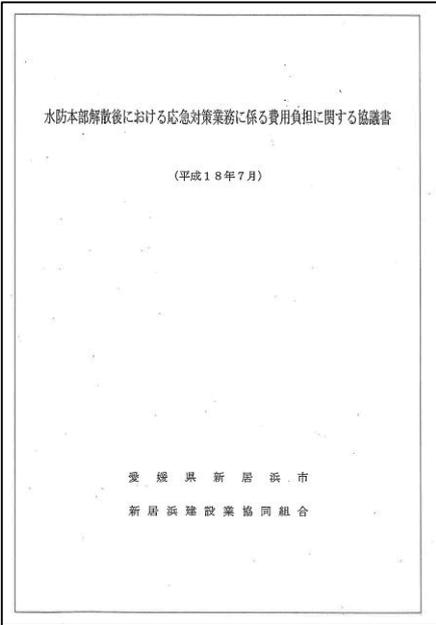
3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。



土砂災害に対する応急対策および二次災害防止を早急に進めるため、新居浜建設業共同組合と協定を締結している。

本協定に基づき、新居浜建設業協同組合は、水防本部が設置された場合、連絡員を水防本部に常駐させるとともに、対処すべき事項が生じた場合は、水防協力隊から業者の出動を手配するものである。なお、新居浜市では、新居浜建設業協同組合の連絡員の水防本部への常駐については、昭和51年ごろから実施されている。

# 水防本部解散後における応急対策業務に係る経費負担に関する協議書



水防本部解散後における応急対策業務に係る費用負担に関する協議書

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜建設業協同組合（以下「乙」という。）との間において、平成18年7月1日付けで締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）」第2条第4項ただし書の規定に基づき、応急対策業務の実施期間経過後において、甲の要請に基づき乙が実施する応急対策業務に係る費用負担に関し、甲乙協議し、次のとおり決定した。

- 1 応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。
- 2 前項の費用は、応急対策業務に係る材料費、機械経費、人件費等の直接経費及び直接経費の25パーセントに相当する諸経費並びに消費税及び地方消費税相当額とする。
- 3 前項に規定する費用は、協定書別表に定める額に基づき算出するものとする。ただし、それ以外の経費については、当該年度の実施設計単価表、建設物価等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 4 この協議書は、協定書の締結と同時に施行する。
- 5 この協議書に定めのない事項は、協定書の規定に基づき算出するものとする。



この協議を証するため、本書2通を甲乙各1通ずつ作成する。  
平成18年7月1日

別表（第4条関係）

機種	仕様	建設物価（参考）	賃金料金/日	備考
ディーゼル発電機	7.5KVA	5,100	#	
	10.0KVA	5,700	#	
	12.5KVA	7,200	#	
	15.0KVA	8,300	#	
	20.0KVA	11,400	#	
水中ポンプ（揚程10m程度）	φ5.0	300	#	
	φ7.5	400	#	
	φ1.0	500	#	
	φ1.5	700	#	
	φ2.0	800	#	
	φ5.0	400	#	
	φ7.5	500	#	
	φ1.0	600	#	
	φ1.5	900	#	
	φ2.0	1,100	#	
#（揚程15m程度）	φ1.0	500	#	
	φ1.5	600	#	
ダンプトラック	2t車	5,400	#	
	4t車	9,500	#	
トラック（クレーン搭載付き）	11t車	36,000	#	
	2t車（2.9t吊）	9,500	#	
バックホウ	4t車	12,300	#	
	平積（0.03）	4,800	#	
	平積（0.06）	5,400	#	
	平積（0.08）	5,300	#	
	平積（0.10）	6,900	#	
	平積（0.2）	8,500	#	
トラッククレーン	平積（0.35）	9,600	#	
	平積（0.4）	11,200	#	
	平積（0.5）	11,800	#	
	平積（0.6）	15,400	#	
	4.9t吊	31,000	#	オベ付
	1.0t吊	39,000	#	オベ付
ラフテレーンクレーン	2.0t吊	43,000	#	オベ付
	2.5t吊	50,000	#	オベ付
	3.0t吊	59,000	#	オベ付
	3.5t吊	71,000	#	オベ付
	4.5t吊	82,000	#	オベ付
	5.0t吊	92,000	#	オベ付
交通整理員	1.0t吊	186,000	#	オベ付
	4.9t吊	36,000	#	オベ付
	7t吊	39,000	#	オベ付
	1.0t吊	42,000	#	オベ付
	1.0t吊	45,000	#	オベ付
	2.0t吊	45,000	#	オベ付
*上記単価については、人件費及び運送料を含むものとする。	2.5t吊	50,000	#	オベ付
	3.5t吊	70,000	#	オベ付
	4.5t吊	83,000	#	オベ付
	5.0t吊	92,000	#	オベ付
	5.0t吊	92,000	#	オベ付
*但し、上記大型土のう製作・据付・撤去については運搬代金です。				
*但し、上記大型土のう製作・据付・撤去については運搬代金です。				

協定に基づき、水防協力隊が実施した応急対策業務の水防本部解散後の費用負担者および負担額等について定めた協議書である。

新居浜市の自主防災組織の設立状況

No.	設立年度	組織名	自治会名	自治会数	設立日	世帯数(世帯)	世帯員数(人)	届出年度	届出日	校区	地区
1	H8	萩生東	萩生東自治会	1	平成8年4月1日	225			平成10年1月30日	中萩	上部
2		中村松木	中村松木自治会	1	平成8年8月22日	338	750		平成10年2月10日	中萩	上部
3		松の木	松の木自治会	1	平成8年9月1日	814		H9	平成9年9月1日	浮島	川東
4		立川	立川自治会	1	平成9年10月10日	133			平成9年10月10日	角野	上部
5		萩生西	萩生西自治会	1	平成9年12月8日	239	860		平成10年3月30日	中萩	上部
6		落神	落神自治会	1	平成10年8月15日	171			平成10年8月15日	神郷	川東
7	H10	治良丸住宅	治良丸住宅自治会	1	平成10年11月1日	286		H10	平成10年11月2日	中萩	上部
8	H11	東川	東川自治会	1	平成12年2月1日	74	75	H11	平成12年2月1日	中萩	上部
9		様子川町	様子川町自治会	1	平成12年4月1日	45	42	H14	平成14年5月20日	角野	上部
10	H12	西の端	西の端自治会	1	平成12年6月1日	303		H12	平成12年6月1日	中萩	上部
11		大島連合	中の町・築の町・上の町・西の町・宮西町	5	平成12年12月27日	174	341		平成13年1月18日	大島	川東
12	H13	横水	横水自治会	1	平成13年8月29日	247	855		平成13年8月31日	中萩	上部
13	H14	高津校区	北小松原・南小松原・沢津・宇高・南沢津・桜木北・桜木・東の関・東雲町・東雲中央・桜木東・東雲・東雲・高津・南東雲・ひまわり・桜木西・東雲親和会・東雲マンション・桜ヶ丘マンション・宇高ハイツ・関・高津ハイツ・清水・高津ニュータウン	25	平成14年1月26日	5,526	12,930	H13	平成14年1月29日	高津	川東
14		旭	旭自治会	1	平成14年8月1日	144		H15	平成16年1月10日	新居浜	川西
15		星原林	星原林自治会	1	平成14年10月1日	74		H14	平成14年12月24日	泉川	上部
16		西町	西町自治会	1	平成15年4月1日	135		H17	平成17年7月7日	宮西	川西
17		藤	藤自治会	1	平成15年7月1日	38			平成15年7月1日	泉川	上部
18	H15	繁本	繁本自治会	1	平成15年8月24日	62	153	H15	平成17年7月11日	宮西	川西
19		下本部	下本部東・下本部西・下本部上	3	平成15年8月4日	319			平成15年8月5日	大生院	上部
20		別子山	別子山西部・別子山中部・別子山東部・別子山大成	4	平成16年1月1日	125	126		平成16年3月1日	別子山	上部
21		銀谷之木	銀谷之木自治会	1	平成16年4月1日	65			平成16年4月1日	大生院	上部
22		船木連合	西端・高社・上池田・下池田・元船木・上原・谷の端・林下原・大久保・坂の下・東野・道面・種・林之端団地・元船木団地・元船木市営住宅・船木寄谷・船木旭七宝台・船木みどりヶ丘	20	平成16年4月1日	3,051	7,805		平成16年5月6日	船木	上部
23	H16	城下	城下自治会	[1]	平成17年1月5日	[120]		H16	平成17年7月13日	金子	上部
24		光明寺	光明寺自治会	1	平成16年8月1日	129			平成16年8月1日	泉川	上部
25		坂井中	坂井中自治会	1	平成16年6月1日	18			平成16年11月4日	泉川	上部
26		松木上	松木上自治会	1	平成16年9月1日	63			平成17年2月1日	泉川	上部
27		菜の上原	菜の上原自治会	1	平成16年10月1日	24	36		平成16年10月28日	泉川	上部
28		春津	春津自治会	1	平成16年11月28日	88			平成17年3月19日	泉川	上部
29		喜来西	喜来西自治会	1	平成17年3月20日	43	40		平成17年3月22日	大生院	上部
小計	29組織		80単位自治会	80		12,743					
40		自主防災会		0	平成17年4月3日	[284]			平成17年8月31日	東川	上部
46		久保田自治会【金子校区として自治会数はカウントしている】		[1]	平成17年8月20日	[537]			平成17年9月1日	金子	川西
47		田の上自治会		1	平成17年9月10日	767	2,323		平成17年9月22日	神郷	川東
48	H16	関長川自主防災会	関長川自治会【船木校区として自治会数はカウントしている】	[1]	平成16年9月1日	[27]		H17	平成17年9月1日	船木	上部
49		道面自治会【船木校区として自治会数はカウントしている】		[1]	平成16年4月1日	[31]			平成17年9月1日	船木	上部
50	H17	長野自治会【船木校区として自治会数はカウントしている】		[1]	平成17年5月1日	[114]			平成17年9月1日	船木	上部
51		坂の下自治会【船木校区として自治会数はカウントしている】		[1]	平成17年4月1日	[17]	51		平成17年9月1日	船木	上部
52	H16	上池田自治会【船木校区として自治会数はカウントしている】		[1]	平成17年2月1日	[54]			平成17年9月1日	船木	上部
53		大久保自治会【船木校区として自治会数はカウントしている】		[1]	平成16年4月1日	[107]			平成17年9月1日	船木	上部
54	H17	上原自治会【船木校区として自治会数はカウントしている】		[1]	平成17年4月1日	[54]			平成17年9月1日	船木	上部
55		林之端団地自治会【船木校区として自治会数はカウントしている】		[1]	平成17年4月1日	[146]			平成17年9月1日	船木	上部
56	H16	林之端団地自治会【船木校区として自治会数はカウントしている】		[1]	平成16年8月1日	[52]			平成17年9月1日	船木	上部
小計	16組織		20単位自治会	20		2,715					
76	H17	新居浜校区自主防災組織	一区自治会、機浦二区自治会、西の谷自治会、王子アパート自治会、県営団地自治会	8	平成17年12月28日	1,028	2,045	H17	平成17年12月26日	若宮	川西
77		八雲自治会自主防災組織	八雲自治会	1	平成17年12月17日	165			平成17年12月27日	高津	川東
78		浮島校区自主防災会	浮島自治会、松の木自治会	2	平成18年1月13日	1,833	3,841		平成18年1月13日	浮島	川東
79		多喜浜校区自主防災組織	新田自治会、白浜自治会、東浜自治会、阿島自治会、阿島上自治会、切抜自治会、荷内自治会、新居浜第3住宅自治会、県営住宅多喜浜団地自治会、白浜マンション自治会、県営多喜浜第2団地自治会	12	平成18年1月5日	1,786	4,259		平成18年1月18日	多喜浜	川東
小計	3組織		26自治会	26		4,721					
合計	79組織		216単位自治会	216		34,155					

自主防災組織の設立状況を整理したものである。  
 設立日や所属している世帯数、活動地区等を整理している。また、自治会の数と自主防災組織の数を比較し、自主防災組織の組織率を把握している。

## 新居浜市自主防災組織リーダー研修会 プログラム

新居浜市自主防災組織リーダー研修会 プログラム			
時間	テーマ	講師等	主な内容(予定)
9:00~	受付		※資料、名札(各自記入)等の配布
9:30 ~9:35	開会式	新居浜市長	○開会あいさつ
9:35 ~10:50 (80分)	災害とは? 危機管理の考 え方	中田講師	○災害の概念・定義と種類 ○災害の実際と教訓 ○危機管理の考え方(ダリトメソッド)
休 憩 (10分)			
11:00 ~ 12:00 (60分)	自主防災組 織の活動	中田講師	○組織論 ○組織目標達成要件 ○自主防災組織の活動事例 ○防災マップ・機材準備・訓練ほか
屋 休 (60分) ※スリランカ活動報告(ランチョンセミナー)			
13:00 ~ 14:30 (90分)	図上シミュ レーション 訓練 大雨・地震災 害対応	中田講師	○大雨・地震災害想定図上訓練
休 憩 (10分)			
14:40 ~ 15:50 (70分)	情報伝達と 広報活動	中田講師	○情報の収集 ○伝達と評価
休 憩 (10分)			
15:50 ~ 16:00 (10分)	まとめ	中田講師	○全体のまとめ
16:00 ~ 16:10 (10分)	終了式	総務部長	○開会あいさつ・修了証交付
※研修の進行により多少の時間前後があります。			

新居浜市が、自主防災組織のリーダーを育成するために開催して、自主防災組織リーダー研修会のプログラム。

土砂災害に関する基本的な知識から、自主防災組織が主体的に活動できるようになるまでの内容となっている。

## 自主防災組織研修（立川地区）

### 自主防災組織研修 (立川地区)

新居浜市 総務部 防災安全課

### 新居浜市の概要

愛媛県の東部  
 ■人口 126,293人  
 ■世帯数 55,041世帯  
 ■高齢化率 25.2%  
 <平成19年9月末現在>

### 立川町の概要

新居浜市の南部、市街地から南へ

■人口 217人  
 ■世帯数 123世帯  
 ■立川地区被災の歴史  
 明治32年8月の豪雨  
 昭和51年9月の台風  
 平成11年9月の豪雨  
 平成16年9月の台風

### 被害状況写真

### 復旧状況写真 H19.10撮影

### 四国の地質

■四国を東西に貫く3本の構造  
 ■急峻な地形  
 ■脆弱な地質

### 被害状況写真

### 立川地区の自主防災組織

- ・設立 平成9年10月10日
- ・名称 立川自治会防災会
- ・組織の特徴 住民の避難誘導を最優先

### 組織の特徴

- ・自治会組織と自主防災組織の会長は兼任とするが、地区責任者の役員は地区の安全をさせる人を選ぶ。
- ・地区防災会を毎年開催し、住民・行政・消防団が防災体制の周知と意識の統一を図る。
- ・避難対策を最優先とし、独自の避難基準を定める。
- ・大雨の際、地区役員と行政担当者が情報交換と避難等について協議し、その結果は水防本部からの指令や動きに反映させる。
- ・要介護者を含め、地区で避難・搬送ができる体制を敷く。

### 避難場所[立川自治会館]

### 自主避難の基準(立川地区)

- ・避難準備情報  
連続雨量が200mmを超えたとき
- ・自主避難勧告  
連続雨量が200mmを超え、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想されるとき
- ・情報の入手、協議・決定  
消防本部と緊密な連絡をとり合う
- ・情報の伝達  
自治会広聴塔、戸別訪問
- ・避難所  
自主避難 立川自治会館、角野公民館  
避難勧告 角野公民館、マインピア別子

### 平成16年台風21号(9月29日)の状況(その1)

- ・ 8:30 新居浜市水防本部設置
- ・ 9:00 自治会長と情報交換
- ・ 10:00 自治会長、副会長、副委員長が協議開始  
台風接近の広報実施
- ・ 13:00 自主防災会役員会で自主避難の方針決定  
第一段階の広報実施
- ・ 15:00 自主避難勧告  
第二段階の広報実施  
避難開始

### 平成16年台風21号(9月29日)の状況(その2)

- ・ 15:30 市水防本部による避難勧告の発令  
第三段階の広報実施  
避難者の誘導と搬送
- ・ 16:30 避難完了  
避難者96名  
(他は別荘宅への自主避難や会社出勤)  
山崩れ発生
- ・ 18:30頃  
全壊家屋3戸 損壊2戸  
人的被害なし
- ・ 仮設住宅建設<農事業> (平成16年11月)  
14世帯・32名

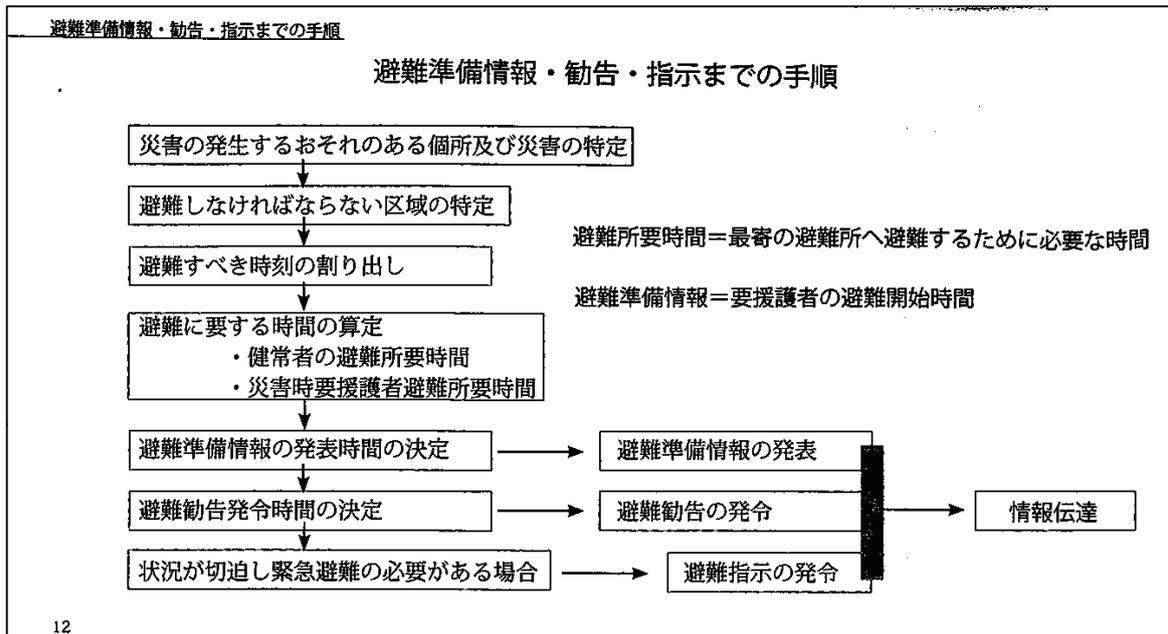
### 立川地区成功のカギ

- ・ 独自の避難基準設定
- ・ 地区防災会を毎年開催し住民と行政が防災体制や危険箇所を確認・周知
- ・ 空振りや恐れず避難対策を最優先とする住民意識の統一
- ・ 地域内の要援者情報等の把握  
(避難したい人は絶対、確実に避難させる)

立川地区における自主防災組織に対する研修に用いた資料である。  
 地区の特徴を再認識させるとともに、これまでに地区で発生した土砂災害に伴う被害と復旧対策について説明し、自主防災組織として、どのような活動を進める必要があるかを考えさせる内容となっている。



## 防災ハンドブックの見直し



土砂災害に関する取り決め事項

### 土砂災害に関する取り決め事項

- 連続雨量のとらえ方**  
土砂災害の発生は、本来降り始めからの地中にしみ込んだ雨量（実効雨量）により左右されるもので、無降雨 24 時間リセットは正確な連続雨量の算出とは断言できないが、過去 30 年間の大雨履歴の検証結果からは 24 時間設定での支障は出なかった。また、土砂災害発生を予想する上で資料としている愛媛県土砂災害警戒避難基準図作成の連続雨量のとらえ方も 24 時間無降雨としていることから、連続雨量は、無降雨 24 時間でリセットとする。
- 時間最大雨量のとらえ方**  
10 分間毎の観測データをもとに、60 分間の最大値を時間最大雨量とする。
- 雨量観測所の選定**  
各地区により降雨量が異なることから川東地区は多喜浜観測所、川西地区は一宮観測所、上部地区は大生院観測所、立川地区は立川観測所、別子山地区は弟地観測所の雨量を判断数値とする。  
ただし、国・県その他関係機関が本市に観測所を設置し、該当地区により近い観測所の雨量情報の提供を得られた場合は、その数値を優先する。
- 避難勧告等決定に際し準備する情報・資料等**  
避難勧告等の決定に際しては、各地区の雨量情報・気象予報・現地の状況・避難に安全な時間帯等を総合的に判断し協議決定する。なお、立川地区・別子山地区等の遠隔地及び離島の大島地区については特に地元消防団・支所・自治会役員等から情報を収集し協議決定する。

・参考資料  
1 立川地区は昭和 51 年の地すべり災害の発生で、昭和 53 年に避難対策を樹立。昭和 55 年同対策を一部変更し、避難基準を連続雨量 200mm・時間雨量 40mm に設定して現在に至る。  
2 別子山地区の年間平均雨量は約 3,000mm で、一宮町（約 1,200mm）の 2 倍以上の降水量となっていることから避難基準を設定する。

13

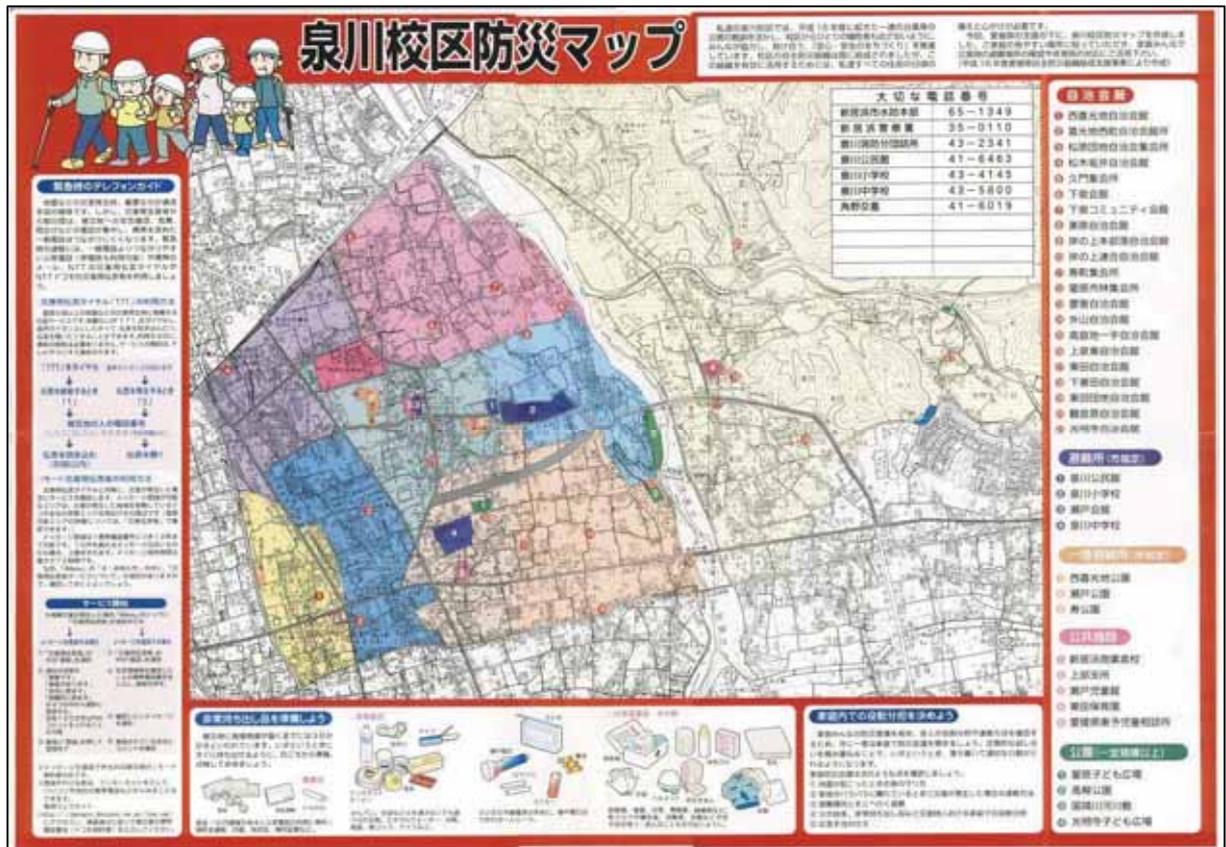
従来の防災ハンドブックは地域防災計画を抜粋した内容であり、実際の災害に直面したときに、具体的な行動に結びつかなかった。

災害対応における課題と対応を整理した上で、具体的な行動がわかるよう防災ハンドブックの見直しを行った。





泉川校区防災マップ



泉川校区において、住民参加型で作成されたハザードマップである。地区別に避難所が示されているほか、避難時の持ち出し品や災害用伝言ダイヤルの使い方、家庭内の役割分担について記載されている。